

## 事例 1 地裁で勝訴確定し難民認定された事案の異議棄却理由

### 《夫》

- 1 (1) あなたは、本国において、高校生のころから民主化組織に所属するとともに、国立高等学校の学生連盟のリーダーの一人として政治活動を行い、1989年には反政府デモを行ったため、軍情報部に拘束され、刑務所に収監され、解放された後も国民民主連盟に加入し、デモの支援やビラ配布などの政治活動を行い、1991年に逮捕されそうになったことから逃亡した旨主張しています。しかしながら、仮にあなたの供述が事実であったとしても、あなたが本国を出国して既に14年が経過しているのであって、現在も依然として政府があなたに関心を寄せるとは考えられません。
- (2) あなたの出国の動機を見ても、あなたは、本国を出国した後、本邦に入国するまでにタイ等複数の第三国に滞在していますが、その間いずれの国においても庇護を求めているばかりか、本邦に入国した後も8年以上にわたり、何ら合理的理由もないまま難民認定申請せず、かえって本邦入国直後から就労を繰り返し、本国家族に対して繰り返し多額の送金をしていたものであって、あなたが迫害を恐れて本国を出国したものとは認められません。
- (3) あなたは、本邦において、民主化団体に加入しながらデモに参加した旨主張していますが、その活動は特段目立つものではありません。
- (4) なお、あなたは、モン族出身ではありますが、あなた自身、モン族出身であることを理由とした差別はない旨述べているところであって、前記活動内容に加え、あなたがモン族出身であることを併せ考慮したとしても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるという客観的かつ具体的な迫害のおそれを認めることはできません。

したがって、原処分には誤りはなく、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められません。

- 2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員のうち2名は、それぞれ概略以下のとおり述べ、あなたの難民該当性は認められないと述べています。

- (1) 「申立人の供述が事実であれば、申立人が本国を出国した当時、迫害を受けるおそれがあったと言えなくはないが、出国後既に14年が経過していること、申立人の当時の活動は手足としての活動にすぎず、組織の主要なポストにあったわけではなかったこと、その当時は申立人は高校生にすぎなかったこと、その後迫害を受けるおそれがある政治活動を継続していたわけではないことなどの事情を考えれば、出国時における迫害の危険性は既に消失している。申立人の本邦における活動は、デモに参加する程度のものであって、積極的にデモを組織したものではなく、民主化団体においても、加入から比較的時間がなく、多くの運営委員の一人にすぎず、中心的なメンバーとは言えない。本邦入国後8年以上も難民認定申請することなく、入国直後から就労を開始し、一部を本国に送金していることも考えれば、申立人に難民該当性は認められない。」

地裁判決頁

(2) 「申立人は、本国を出国した後、14年にわたり、本邦を含め、滞在先のいずれにおいても庇護を求めることなく、最近まで政治活動すらしていなかったのであって、本国への送金事実なども考えれば、本邦での就労が目的だったのではないかとの感を深くする。また、申立人が難民認定制度を知った時期等に関する供述に一貫性がないことなどからすれば、供述全体の信ぴょう性に疑問もある。特に懸念されるのは、申立人の難民認走申請に係る活動や証拠資料が、弁護士との接触後に急速に展開、作成されていることである。申立人の活動や証拠資料は、難民性を誇張するための証拠作りや環境作りだったのではないかという疑いさえ残る。以上から、申立人は難民とは認めがたい。」

- 3 これに対し、1名の難民審査参与員は、要旨「異議申立人は、迫害を逃れるために旅券を用意する間もなく、陸路本国を出国しなければならなかった経緯につき具体的かつ詳細に述べており、その供述内容は信用できると判断される。これに対し、異議申立人は本国出国後、来日までたいした政治活動を行っておらず、来日後も2003年6月頃までは政治活動をせず、就労して本国の家族に送金していたことが認められる。難民認定申請を行ったのも、ようやく2004年6月24日になってからである。このことから、来日の目的は就労であったと解することもできる。しかし、来日の目的がそのようなものであったとしても、異議申立人はいわゆるディペイン事件以後、再び祖国の民主化を求める運動に参加し始め、本邦の民主化団体の会員になってからは極めて活発な反政府運動を行っており、これらの活動により在京ミャンマー大使館当局に把握されている可能性が非常に高い。近年のミャンマー本国の情勢を併せて考慮すれば、異議申立人が現在のミャンマーに帰国したならば、本国出国前及び現在の活発な反政府活動ゆえに迫害を受ける蓋然性は極めて高いと言わざるをえない。」などと述べ、あなたは難民に該当するとしています。

### 《妻》

- 1 あなたは、あなたの夫が難民であること及びあなた自身の本邦における政治活動を理由として、あなたも難民である旨の主張をしていますが
- (1) あなたの夫については
- ア 本国において、高校生のころから民主化組織に所属するとともに、国立高等学校の学生連盟のリーダーの一人として政治活動を行い、1989年には反政府デモを行ったため、軍情報部に拘束され、刑務所に収監され、解放された後も国民民主連盟に加入し、デモの支援やビラ配布などの政治活動を行い、1991年に逮捕されそうになったことから逃亡した旨主張していますが、仮にこれが事実であったとしても、あなたの夫が本国を出国して既に14年が経過しているのであって、現在も依然として政府があなたの夫に関心を寄せるとは考えられないこと
- イ あなたの夫の出国の動機を見ても、あなたの夫は、本国を出国した後、本邦に入国するまでにタイ等複数の第三国に滞在していますが、その間いずれの国においても庇護を求めているばかりか、本邦に入国した後も8年以上にわたり、何ら合理的理由もないまま難民認定申請せず、かえって本邦入国直後から就労を繰り返し、本国家族に対して繰り返し多額の送金をしていたものであって、あなたの夫が迫害を恐れて本国を出国したものとは認められないこと
- ウ あなたの夫は、本邦において、民主化団体に加入しながらデモに参加した旨主張していますが、その活動は特段目立つものではないこと

エ なお、あなたの夫は、モン族出身ではありますが、あなたの夫自身、モン族出身であることを理由とした差別はない旨述べているところであって、前記活動内容に加え、あなたの夫がモン族出身であることを併せ考慮したとしても、あなたの夫が帰国した場合に迫害を受けるという客観的かつ具体的な迫害のおそれを認めることはできないこと

などから、あなたの夫は難民の地位に関する条約第 1 条 A(2)及び難民の地位に関する議定書第 1 条 2 に規定する難民とは認められません。

(2) また、あなた自身の本邦における政治活動を見ても、民主化団体に加入してデモに参加した程度にすぎず、特段本国政府が関心を寄せるほどのものとは認められません。

したがって、原処分には誤りはなく、あなたは前同様に規定する難民とは認められません。

2 なお、出入国管理及び難民認定法第 61 条の 2 の 9 第 3 項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員のうち 2 名は、それぞれ概略以下のとおり述べ、あなたの難民該当性は認められないと述べています。

(1) 「申立人の夫の供述が事実であれば、申立人の夫が本国を出国した当時、迫害を受けるおそれがあったと言えなくはないが、出国後既に 14 年が経過していること、申立人の夫の当時の活動は手足としての活動にすぎず、組織の主要なポストにあったわけではなかったこと、その当時は申立人の夫は高校生にすぎなかったこと、その後迫害を受けるおそれがある政治活動を継続していたわけではないことなどの事情を考えれば、出国時における迫害の危険性は既に消失している。申立人の夫の本邦における活動は、デモに参加する程度のものであって、積極的にデモを組織したものではなく、民主化団体においても、加入から比較的時間がなく、多くの運営委員の一人にすぎず、中心的なメンバーとは言えない。また、申立人の夫は、本邦入国後 8 年以上も難民認定申請することなく、入国直後から就労を開始し、一部を本国に送金している。そして、申立人自身についても、その活動は単に一般参加者と一緒にデモに参加する程度であり、これをもって迫害のおそれがあるとは言えない。したがって、申立人に難民該当性は認められない。」

(2) 「申立人の夫は、本国を出国した後、14 年にわたり、本邦を含め、滞在先のいずれにおいても庇護を求めることなく、最近まで政治活動すらしていなかったのであって、本国への送金事実なども考えれば、本邦での就労が目的だったのではないかとの感を深くする。また、申立人の夫が難民認定制度を知った時期等に関する供述に一貫性がないことなどからすれば、供述全体の信ぴょう性に疑問もある。特に懸念されるのは、申立人の夫の難民認定申請に係る活動や証拠資料が、弁護士との接触後に急速に展開、作成されていることである。申立人の夫の活動や証拠資料は、難民性を誇張するための証拠作りや環境作りだったのではないかという疑いさえ残る。申立人自身についても、提出された証拠類の多くは難民認定申請の前後のものであって、その活動内容を見ても、本国政府が反政府活動家として監視対象とするほどのものとは考えがたい。以上から、申立人は難民とは認めがたい。」

3 これに対し、1 名の難民審査参与員は、要旨「申立人の夫は、迫害を逃れるために旅券を用意する間もなく、陸路本国を出国しなければならなかった経緯につき具体的かつ詳細に述べており、その供述内容は信用できると判断される。これに対し、申立人の夫は本国出国後、来日までたいした政治活動を行っておらず、来日後も 2003 年 6 月頃までは政治活動をせず、就労して本国の家族に送金して

いたことが認められる。難民認定申請を行ったのも、ようやく2004年6月24日になってからである。このことから、来日の目的は就労であったと解することもできる。しかし、来日の目的がそのようなものであったとしても、申立人の夫はいわゆるディペイン事件以後、再び祖国の民主化を求める運動に参加し始め、本邦の民主化団体の会員になってからは極めて活発な反政府運動を行っており、これらの活動により在京ミャンマー大使館当局に把握されている可能性が非常に高い。近年のミャンマー本国の情勢を併せて考慮すれば、申立人の夫が現在のミャンマーに帰国したならば、本国出国前及び現在の活発な反政府活動ゆえに迫害を受ける蓋然性は極めて高いと言わざるをえない。申立人は、前記のような夫の政治活動を支え、ともに民主化団体の会員となってその活動に参加したものである。」などと述べ、あなたは難民に該当するとしています。